

事業主各位

(一社) 中部労働技能教習センター

(一社) 佐久労働基準協会

## 「小型移動式クレーン運転技能講習」「玉掛け技能講習」セット講習のご案内

つり上げ荷重が 1 ト以上 5 ト未満の移動式クレーンを運転する業務（道路上を走行させる運転を除く）には、労働安全衛生法第 61 条、同法施行令第 20 条第 7 号（就業制限に係る業務）により、小型移動式クレーン運転技能講習修了者でなければ従事することができません。

制限荷重が 1 ト以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が 1 ト以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務には、労働安全衛生法第 61 条、同法施行令第 20 条第 16 号（就業制限に係る業務）により、玉掛け技能講習修了者でなければ従事することができません。

つきましては、下記により「小型移動式クレーン運転技能講習」と「玉掛け技能講習」のセット講習を実施しますので、この機会に受講されますようご案内いたします。

### 記

#### ■ 開催日時・場所

※ 受付 午前 7 時 45 分 ・ 開講 午前 8 時

開催日	年間（令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）随時受付（別紙予定表参照）
開催場所	（一社）中部労働技能教習センター 長野会場・松本会場・飯田会場

#### ■ 受講料等及び受講資格

受講資格等	所要日数	学科時間	実技時間	受講料（内消費税）	教材費
小型移動式クレーンと玉掛けを併せて受講される方	5 日	13 時間	7 時間	59,400 円	無料
		9 時間	6 時間	(5,400 円)	無料
① クレーン・デリック又は揚貨装置運転士免許をお持ちの方 ② 床上操作式クレーン運転技能講習を修了された方	5 日	10 時間	6 時間	57,200 円	無料
		9 時間	6 時間	(5,200 円)	無料

#### ■ 講習科目

【小型移動式クレーン運転技能講習】 ※印は、免除対象者における免除科目となります。

学科	① 小型移動式クレーンに関する知識	6 時間
	② 原動機及び電気に関する知識	3 時間
	③ 運転のために必要な力学に関する知識 ※	3 時間
	④ 関係法令	1 時間
実技	① 小型移動式クレーンの運転	6 時間
	② 運転のための合図 ※	1 時間

【玉掛け技能講習】

学科	① クレーン、移動式クレーン、デリック及び揚貨装置に関する知識	1時間
	② クレーン等の玉掛けの方法	7時間
	③ 関係法令	1時間
実技	① クレーン等の玉掛け	6時間

## ■ 受講申込締切日

締切日 講習初日の2週間前

(定員になり次第締切。尚、受講者数に満たない場合は、講習等の実施を見合わせる場合があります。)

※事前に佐久労働基準協会までお問い合わせ下さい。

## ■ 受講申込み及び受講料納入先

受講申込みは、「小型移動式クレーン運転技能講習・玉掛け技能講習セット講習受講申込書」に

- ① 写真1名(縦3.0cm×横2.5cm 裏面に名前・受講種目名・撮影年月日を記入)
- ② 受講料
- ③ 該当するコースの「修了証」又は「運転免許証」の写し
- ④ 外国籍の方は、在留カード・旅券(パスポート)・住民票・外国人登録証明書のいずれかの写し及び日本語理解力申告書

※旧姓等を使用した氏名又は通称の併記をご希望の場合は、確認できる住民票、自動車運転免許証等の公的な証明書の写し添付

以上を添えて、(一社) 佐久労働基準協会 へお申込み下さい。

(〒384-0017 小諸市三和 1-4-7 TEL 0267-22-3841 FAX 0267-25-1008)

(注) 申込み後の取消しは講習初日1週間前までとし、その後の取消し及び受講当日の欠席者には受講料は返却しませんのでお含み下さい。

## ■ 当日の持参品

全日共通： 受講票 筆記用具 電卓(玉掛け受講時) 昼食

実 技： 作業着 安全な靴 軍手 長めの靴下(ズボンの裾を入れます) 雨具

ヘルメット(ある方は持参してください) 印鑑(最終日修了証交付時に使用)

## ■ その他

- ① 講習開始時刻に遅刻した場合には、講習時間が不足するため受講できません。余裕をもってお越しください。
- ② 受講者数が一定の人数に満たない場合は、開催中止となる場合がございます。
- ③ 受講前に発熱・呼吸器症状があり、感染症が疑われる方は受講を中止しご連絡ください。
- ④ 外国語での講習は行っておりません。通訳を伴った受講もできません。

※外国籍の方は、「日本語の理解力申告書」の提出が必要となります。お問合せください。

- ⑤ 昼食の斡旋はいたしません。昼食を持参してください。

- ⑥ 申込後受講をとりやめる場合は受講開始前までに必ずご連絡ください。(TEL:0267-22-3841 (一社)佐久労働基準協会)

## ■ 助成金制度を活用される皆様へ

・「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)(旧:建設労働者確保育成助成金)」が受けられます。

\* 制度のご利用には受講後の証明が必要になります。申請に必要な証明書類等は事業主の方から当センターにお送り下さい。

\* 支給申請には条件等が定められています。また、年度途中に制度の改定等ある場合がありますので詳細をご確認下さい。

「助成金」についてのお尋ねは、〒380-0935 長野市中御所 1-22-1

厚生労働省 長野労働局 職業安定部 職業対策課 雇用指導係 TEL 026-226-0866

なお、「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)」は、事業主の方から直接職業対策課へ連絡し、助成金請求に関する書類を取り寄せ手続きを行って下さい。また、請求時に必要な当センターの証明印、カリキュラムは、書類が整った時点でお送り頂ければ速やかに押印し、ご返送致します。

※受講する講習 口欄に☑を記入して下さい。

**口 小型移動式クレーン運転技能講習十玉掛け技能講習 セット講習受講申込書**

※セット講習を受講される方で「クレーン・デリック運転士免許」をお持ちの方 又は「床上操作式クレーン運転技能講習」を修了された方は、裏面に免許証又は修了証を貼付けて下さい。

**口 小型移動式クレーン運転技能講習 受講申込書**

※小型移動式クレーン運転技能講習のみ受講される方は、該当するコースに○印をして下さい。

受付年月日	令和 年 月 日		第1コース
受付番号	佐久 第 号		第2コース
(一社) 中部労働技能教習センター所長 殿 次のとおり受講申込みいたします。			
申込み日 令和 年 月 日			
ふりがな			上三分身 写真1枚 縦3cm×横2.5cm 正面・脱帽 無背景 裏面に氏名を記載
氏名	(旧姓・通称名)		
※旧姓等を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無 有 / 無 (いずれかを○で囲む) (確認ができる住民票、自動車運転免許証等の公的な証明書のコピーが必要です)			
生年月日	昭和・平成 年 月 日生	歳	
現住所	〒 ( ) 都・道 府・県		市・区 郡
	電話	携帯電話	FAX
勤務先	会社名		
	〒 ( ) 都・道 府・県		市・区 郡
	所在地		
電話		FAX	
※小型移動式クレーン運転技能講習のみの受講で、第1コースを受講される方は、所持する資格の該当欄に☑を記入し、裏面に免許証あるいは修了証の写しを貼付けて下さい。			
資格等の有無	<input type="checkbox"/> クレーン・デリック運転士免許	<input type="checkbox"/> 旧デリック運転士免許	<input type="checkbox"/> 揚貨装置運転士免許
	<input type="checkbox"/> 玉掛け技能講習修了	<input type="checkbox"/> 床上操作式クレーン運転技能講習修了	
受講希望日	令和 年 月 日 ~ 月 日		
受講希望会場 <small>(希望会場に○して下さい)</small>	松本・長野	入校通知 送付先	勤務先・現住所

【注意】 ○全日程とも、講習開始時刻に遅刻した場合は、講習時間が不足する為理由の如何を問わず受講できません。時間に余裕をもってお早めに受講会場へお越しください。

○受講料及び教材費は原則として受講申込書をお送りいただいた後、受講日前までに納入をお願いします。

【個人情報の取扱い】

ご記入いただきました個人情報は、労働安全衛生法に基づく講習等の実施、修了証交付等の目的以外には使用しません。また、お預かりした個人情報は、当センターが責任をもって管理いたします。

\* 下の欄は当センターで記入します。

種目	入校日	修了日	修了証番号
小型移動式クレーン運転			
玉掛け			
受講料	教材費	記事	
1-59,400円 2-57,200円	無料		

免許証等（写） 修了証（写） 貼付欄

※免許証（写）の注意事項

\*裏面に表面の変更事項が記載されている場合は、裏面の写しも貼り付けて下さい。

※修了証（写）の注意事項

修了証の写しは、表裏（両面）の複写を貼り付けて下さい。

（講習名・修了者氏名・実施機関の記載事項部分写しが必要です。）

\*取得時から氏名変更された場合は氏名書替後の修了証(写)を添付して下さい。

小型移動式クレーン運転技能講習 修了証(写)貼付欄

（上記写しは、講習修了後、当センターで用意・貼付いたします。）

【小型移動式クレーン運転技能講習】  
 【玉掛け技能講習】 セット講習 標準時間割

(小型移動式クレーン運転技能講習 単独受講 可能)

(一社)中部労働技能教習センター  
 長野・松本・佐久会場

小型移動式クレーン 第1コース【3日間】	小型移動式クレーン 第2コース【3日間】	玉掛け 第1コース【2日間】
学科 10時間 実技 6時間	学科 13時間 実技 7時間	学科 9時間 実技 6時間

7時45分～受付 8時講習開始

休憩時間 学科 1時間毎5分間  
 実技 AM10:00 PM15:00 各15分

小型移動式クレーン運転技能講習

	時 間	講習科目	講習時間	
1 日 目	8 : 00 ~ 12 : 15	小型移動式クレーンに関する知識	4.0	学科 7時間
	12 : 15 ~ 13 : 00	昼休み		
	13 : 00 ~ 15 : 05	小型移動式クレーンに関する知識	2.0	
	15 : 10 ~ 16 : 10	関係法令	1.0	

小型移動式クレーン運転技能講習

	時 間	講習科目	講習時間	
2 日 目	8 : 00 ~ 11 : 10	原動機および電気に関する知識	3.0	学科 3時間
	11 : 15 ~ 12 : 00	学科修了試験(全員)		
	12 : 00 ~ 12 : 45	昼休み		
	12 : 45 ~ 15 : 55	運転のために必要な力学に関する知識	3.0	学科 3時間
	16 : 00 ~ 17 : 00	運転のための合図	1.0	実技 1時間
	17 : 00 ~ 17 : 15	学科修了試験(1科目)		

小型移動式クレーン  
 第1コース受講者は免除

小型移動式クレーン運転技能講習

	時 間	講習科目	講習時間	
3 日 目	8 : 00 ~ 12 : 15	小型移動式クレーンの運転	4.0	実技 6時間
	12 : 15 ~ 13 : 00	昼休み		
	13 : 00 ~ 15 : 00	小型移動式クレーンの運転	2.0	
	15 : 15 ~	実技修了試験		

小型移動式クレーン運転技能  
 講習 単独受講者は、実技試  
 験終了後、合格者に対して修  
 了式実施。

玉掛け技能講習

	時 間	講習科目	講習時間	
4 日 目	8 : 00 ~ 9 : 00	クレーンに関する知識	1.0	学科 8時間
	9 : 05 ~ 12 : 15	クレーン等の玉掛けの方法	3.0	
	12 : 15 ~ 13 : 00	昼休み		
	13 : 00 ~ 17 : 15	クレーン等の玉掛けの方法	4.0	

玉掛け技能講習

	時 間	講習科目	講習時間	
5 日 目	8 : 00 ~ 9 : 00	関係法令	1.0	学科 1時間
	9 : 05 ~ 9 : 45	学科修了試験		
	9 : 45 ~ 12 : 15	クレーン等の玉掛けの方法(質量目測含む)	2.5	実技 6時間
	12 : 15 ~ 13 : 00	昼休み		
	13 : 00 ~ 16 : 45	クレーン等の玉掛けの方法	3.5	
	16 : 45 ~	実技修了試験 試験終了後、合格者に対して修了式実施。		

# 受講に関する注意事項

当センターからの大切なお願いです。受講前にご一読いただきますようお願い申し上げます。

## (1) 講習時間について

- ・全日程につきまして、本書記載の「講習開始時間」より遅刻された場合は、理由の如何を問わず受講できません。講習開始時間の厳守をお願いいたします。
- ・受講期間中の早退・欠課につきましては、その後の受講はできません。次回以降の講習会へ引き続きご参加いただけるよう調整いたします。法令等により受講時間が規定されておりますので何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

## (2) キャンセル及び申込内容変更について

- ・特段の事情により講習会をキャンセルする場合は、受講日前日までにご連絡をお願いいたします。講習受講開始後の受講料等返金は一切できませんのでご注意ください。また、申込内容及び受講コースに変更等が生じた際は速やかに当センターへお申し出ください。

## (3) 受講期間中について

- ・受講期間中に発熱や体調不良を感じた際は、無理をなさらずにお申し出下さい。
- ・受講中の不適切な行動、当センター職員、講師からの注意に従わない場合は不合格とさせていただきます。受講料等の返金には一切応じられませんのでご了承願います。
- ・持ち込まれた貴重品につきましてはご本人の管理を徹底してください。

## (4) 会場・施設利用について

- ・各会場ともに駐車場をご用意しております。駐車場で発生した事故につきましては責任を負いかねます。また、係員より指示がございましたら指示位置への駐車にご協力をお願いいたします。
- ・当センター指定喫煙所以外は禁煙です。また講習時間中は全面禁煙とさせていただきます。
- ・施設内での電子機器(スマートフォン等)の充電はご遠慮願います。また発見した際は事務所に保管いたします。

## (5) 修了証の交付について

- ・講習終了後に修了証を交付いたしますが、必要書類(申込書、写真等)の提出が遅延した場合や補正が必要な際には修了証の即日交付が出来ない可能性もありますので予めご了承ください。なお、即日交付できない場合は、補正完了後に送付させていただきます。また、受講者様の事情(申込書の提出遅延、記載事項誤り等)により交付できなかった場合は、送付する実費(郵送料)が必要になります。
- 切手代 460 円分(簡易書留 350 円+定形郵便物 110 円)を貼付けした返信用封筒をご用意ください。

## (6) 修了試験について

- ・学科講習及び実技講習(特別教育・安全衛生教育を除く)には試験があります。試験に不合格となりますと再試験に係る経費(補講料を含む)が発生いたします。30分あたり 学科：1,100 円(税込) 実技：1,650 円(税込) ※お支払い方法は現金のみとなります。また、2 回目の再試験を受けても合格に至らない場合は、不合格となります。予めご承知おきください。

## (7) 個人情報の保護について

- ・ご提出いただきました個人情報は、当センターの個人情報保護方針に基づいて適切に管理いたします。詳細はホームページ(<https://www.ginosenta.or.jp/privacy/>)をご覧ください。

当センターのホームページでは講習計画、申込書ダウンロードの他に「追加で実施する講習会の情報」や「講習締切状況」がご確認いただけます。「中部労働技能教習センター」ホームページへのアクセスはこちらから→→→



長野労働局長登録教習機関 長野県知事認定職業能力開発校  
一般社団法人 中部労働技能教習センター